

保保発 1225 第 8 号
保国発 1225 第 1 号
保高発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
社会保険診療報酬支払基金
地方厚生（支）局

御中

厚生労働省保険局保険課長
（公印省略）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）

国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱いについて

行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しについては、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

※ 「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が見直し対象手続と定義されている。

今般、上記計画に基づき、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 367 号）、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」（令和 2 年厚生労働省告示第 397 号）が公布され、厚生労働省が所管する政令、省

令及び告示により定められた手続きであって、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、押印を原則不要とすることとしたところである。

以上を踏まえ、保険局保険課長、保険局国民健康保険課長又は保険局高齢者医療課長名で発出した通知（複数課長連名で発出したものを含む。）等により示した手続きであって、国民や事業者等に対して押印を求めているものについても、事業者、被保険者等の押印を原則不要とすることとしたので、適切に対応いただくとともに、関係各位への周知徹底を図られたい。